

策定年度 (策定年月日)	令和7年度 (令和7年8月12日)
計画期間	自 令和7年度 至 令和11年度

農村地域産業の導入に関する実施計画書

— 大津北部地区 —

令和7年8月

熊本県大津町

目 次

前 文	1
1 地域の概要	1
2 計画の目的	2
3 計画の目標年度	3
第 1 産業導入地区の区域	4
1 産業導入地区の名称	4
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	4
3 産業導入地区の地目別面積	6
4 地域開発、土地利用計画諸法との関係	7
第 2 農村地域に導入すべき産業の業種及びその規模	10
1 農村地域に導入すべき業種	10
2 農村地域に導入すべき産業の規模	11
第 3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	12
第 4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する事項	13
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	13
2 認定農業者、認定新規就業者及び集落営農の現状・見込み	13
3 認定農業者等の育成	14
4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向	16
第 5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	17
第 6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	20
1 施設用地等の整備	20
2 道路等の施設整備	20
3 技術者の確保及び関連企業との交流連携等	20
4 定住等及び地域間交流の条件の整理	21
第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	22
1 労働力の需給の調整	22
2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化	22

第8	農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な 農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	23
1	担い手の確保・育成	23
2	農業生産基盤及び農業施設の整備	23
第9	その他必要な事項	24
1	地域の営農継続への配慮	24
2	農村地域の活力の維持増進への配慮	24
3	環境等への配慮	24
4	農業団体等の参画	24
5	関係部局間の十分な連携等	24
6	企業への情報提供等	24
7	遊休地解消に向けた取組み	25
8	撤退時のルール等について	25
9	実施計画のフォローアップ体制について	25
参考資料		
1	立地条件表	26

- 別添図面
- 1 産業導入地区位置図
 - 〃 -2 都市計画図
 - 〃 -3 土地利用計画図
 - 〃 -4 基礎資料付図（農業生産基盤整備状況図等）
 - 〃 -5 整備計画書付図（農用地等保全整備計画図等）
 - 〃 -6 工業分布図
 - 〃 -7 土地利用計画平面図

前 文

1 地域の概要

大津町(以下、本町という。)は、九州の中核都市である熊本市と阿蘇山の間位置し、矢護山や北向山などの阿蘇外輪山麓から西側へ緩やかな傾斜をなして広がる北部畑地帯や、東西に貫流する白川によって肥沃な水田地帯を形成している南部平野が広がっている。

本町の交通条件は、国道 325 号(久留米～阿蘇～延岡)と国道 57 号(長崎～雲仙～大分)が縦・横断している他、九州自動車道の熊本インター(参考:大津町役場から熊本インターまで約 12km)・北熊本スマートインター(参考:大津町役場から熊本インターまで約 16km)を介して、九州北部の福岡都市圏、九州南部の鹿児島経済圏等とつながっており、広域ネットワークに関して高い利便性を有する。さらに、阿蘇くまもと空港への利便性が高い位置にあるとともに(参考:大津町役場から熊本空港まで約 8km)、町内にある JR 豊肥本線の駅(JR 肥後大津駅等)によって鉄道利便性も高い状況にある他、東アジア諸国等を対象とした熊本都市圏の物流拠点としての機能を担う熊本港も近い海路も有利な位置(参考:大津町役場から熊本港まで約 35km)にある。

このような豊かな自然環境や田園環境、利便性の高い住環境、産業環境等を背景に、人口は昭和 50(1975)年(人口 18,086 人)以降、一貫して増加しており、令和 2(2020)年の人口は 35,187 人(令和 2 年国勢調査)となっている。

本町を取り巻く環境は今後変化が予測されており、その背景の1つとして、中九州横断道路(九州自動車道と東九州自動車道を結ぶ熊本市から大分市に至る地域高規格道路)の事業推進があり、本町においても大津西 IC の整備によって、IC 周辺を中心とした物流の効率化・産業の発展が予想されている。

また、阿蘇くまもと空港については、平成 28 年に「大空港構想 Next Stage」が策定され、空港のポテンシャルを最大限に引き出し、空港周辺地域の活性化につながる取組が進められてきており、新たなターミナルビルの開業や国際線の増便、本町内の JR 肥後大津駅を分岐駅として空港アクセス鉄道の整備に向けた取組等が進められている。

その他、本町を含む熊本県北部地域(大津町や菊陽町、菊池市、合志市等)は、以前より半導体や自動車関連企業等が多数集積するエリアであるが、近年では、隣接する菊陽町において半導体の受託生産で世界最大手の台湾積体回路製造(TSMC)の進出が決定したことで、周辺エリアにおいて、半導体関連産業をはじめとした製造業の立地需要が急激に高まっている。

このような状況から、中九州横断道路大津西 IC 周辺となる本地区における企業の立地ニーズ等は、今後も継続的に高まることが推察される。

そのような中、本町において農業は重要な基幹産業であり、農業に適した地形を活かし、畑作地帯では甘藷、人参等を中心とした野菜の栽培、水田地帯では米麦を主体とした普通作栽培が盛んに行われている。さらに、乳用牛、肉用牛などの畜産も盛んであり、花き・果樹などの施設型園芸等、多様な農業生産活動が行われている。経営の安定、発展を図るため、水田地帯においては、カントリーエレベーターの建設や土地基盤整備の進捗に併せて、大型機械の導入による共同利用や作業受委託が行われてきた。また、近年においては、ウクライナ紛争の影響による飼料作物不足等で、飼料用米やイタリアングラスを中心とした

飼料用作物の生産が盛んになっている。

しかしながら、令和3年度以降、北部地域を中心に農地や山林を住宅・企業進出等のために開発するケースが急増し、地域によっては住宅地や工業地、農地が混在するような状況も見受けられるようになってきた。

また、農業の担い手についても、全体としては農業就業者の高齢化の進展や後継者不足により、農業構造の脆弱化が進展している状況にある中で、農地を手放す農業者も存在するようになり、多様な担い手の育成・仕組みづくり等の取組が不可欠となってきている。

一方、農業構造については、工場等の企業立地による雇用の場の創出によって、安定した所得確保のために兼業化となる農家が多い状況にあり、これらの兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化が進んできた状況にある。安定した農村社会を築くためには、担い手農業者を育成するとともに、多様な暮らし方・働き方が選択できる環境形成が有効な施策の1つであり、そのような視点でも兼業農家の安定的な就業の場の確保を図ることは重要といえる。

以上のように、本町は重要な基幹産業である農業の発展のために、担い手の育成・仕組みづくり等を進める一方で、農業従事者等の多様な暮らし方・働き方が選択できる就業の場の確保を図ること等により不安定な兼業農家の解消や規模拡大志向農家への農用地利用集積の促進(農地の流動化)を円滑に進める必要がある。特に、中九州横断道路大津西 IC 周辺(本地区)の企業の立地ニーズ等は、飛躍的に高まっており、周辺の農村環境においても産業用地に企業を誘導するなど適正な産業の導入が重要といえる。

このようなことから、本地区において新たな産業の導入の促進を図ることにより、魅力ある就業機会を創出するとともに、認定農業者等の担い手農業者へ農地の集積を促進する等、農業とその他の産業の均衡ある発展を図ることが必要な状況にある。

2 計画の目的

- (1)近年、本町を取り巻く環境は、中九州横断道路や JR 肥後大津駅を分岐駅とした空港アクセス鉄道の事業の推進、町境近くのセミコンテックパークにおいて世界最大手の台湾積体回路製造 (TSMC) の進出、サプライヤー等の企業進出が決定する等、大きく変化してきており、開発需要・企業立地ニーズが非常に高まっている中、計画的で適正な取組を行うことが重要になっている。これら本町を含めた周辺地域の産業発展等の視点は、将来に向けて持続可能なまちづくりを進めていくうえで重要といえる。
- (2)これまでにも、本町における企業の立地ニーズは絶えないものの、既分譲の町内工業団地(熊本中核工業団地、大津南部工業団地)は分譲可能地がないことから、そのニーズに対応できない状況にある。
- (3)この計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、農業と導入産業の調和のある発展、雇用構造の高度化に努め、大津町の持続可能な地域社会の形成に資するものである。
- (4)以上のことを踏まえ本町は、農業を基軸とした地域社会の形成・維持、基幹産業の発展に資する雇用の場の創出や農業構造の改善促進等により、農業と導入産業の均衡ある発展と活力に満ちた農村社会を実現することとする。

3 計画の目標年度

このようなことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づいて農村地域産業の導入に関する実施計画を策定し、中小規模農家、不安定兼業従事者等にとって魅力ある就業機会を創出するとともに、認定農業者等の担い手農業者への農地の集積を促進し、農業とその他の産業との均衡ある発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は令和7年から5ヶ年計画とし、令和11年度までに産業の導入の目標を達成する。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	備 考
大津北部地区	

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	所 在			地番	地 目		面積 (m ²)	備 考
	市町村	大字	字		公簿	現況		
大津北部地区	大津町	杉水	矢鉾 水溜 道免	別紙-1	畑 雑種地	畑 雑種地 里道等	98,875	

注) 1/50,000 産業導入地区およびその周辺の地域を含めた図面・・・別添図面-1 産業導入地区位置図

別紙-1 産業導入地区の所在、地番、面積

地区名	所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
	市町村	大字	字		公簿	現況		
大津北部地区	大津町	杉水	矢鉾	3052 番	畑	畑	2,261	
	大津町	杉水	矢鉾	3053 番	畑	畑	1,900	
	大津町	杉水	矢鉾	3067 番	畑	畑	3,243	
	大津町	杉水	矢鉾	3068 番	畑	畑	667	
	大津町	杉水	矢鉾	3069 番 2	畑	畑	1,718	
	大津町	杉水	矢鉾	3069 番 1	畑	畑	1,551	
	大津町	杉水	矢鉾	3070 番	畑	畑	420	
	大津町	杉水	矢鉾	3071 番	畑	畑	2,209	
	大津町	杉水	矢鉾	3072 番	畑	畑	2,625	
	大津町	杉水	矢鉾	3073 番	畑	畑	1,831	
	大津町	杉水	矢鉾	3074 番	畑	畑	3,173	
	大津町	杉水	矢鉾	3075 番	畑	畑	1,378	
	大津町	杉水	矢鉾	3078 番	畑	畑	2,737	
	大津町	杉水	矢鉾	3077 番	畑	畑	1,420	
	大津町	杉水	矢鉾	3104 番 1	畑	畑	2,418	
	大津町	杉水	矢鉾	3076 番	畑	畑	1,104	
	大津町	杉水	水溜	3201 番	畑	畑	2,804	
	大津町	杉水	水溜	3200 番	畑	畑	66	
	大津町	杉水	水溜	3202 番	畑	畑	2,022	
	大津町	杉水	水溜	3203 番	畑	畑	3,190	
	大津町	杉水	水溜	3204 番	畑	畑	974	
	大津町	杉水	水溜	3230 番	畑	畑	1,701	
	大津町	杉水	水溜	3229 番	畑	畑	2,077	
	大津町	杉水	水溜	3228 番 1	畑	畑	3,290	
	大津町	杉水	水溜	3227 番 2	畑	畑	2,178	
	大津町	杉水	水溜	3222 番 1	畑	畑	4,979	
	大津町	杉水	水溜	3228 番 2	畑	畑	2,142	
	大津町	杉水	水溜	3205 番	畑	畑	5,542	
	大津町	杉水	水溜	3206 番	畑	畑	3,210	
	大津町	杉水	道免	3231 番	畑	畑	1,582	
	大津町	杉水	道免	3232 番	畑	畑	1,095	
	大津町	杉水	道免	3233 番	畑	畑	5,624	
	大津町	杉水	道免	3235 番	畑	畑	244	
	大津町	杉水	道免	3234 番 1	畑	畑	3,557	
大津町	杉水	道免	3236 番	畑	畑	1,205		
大津町	杉水	道免	3237 番	畑	畑	3,105		
大津町	杉水	道免	3238 番	畑	畑	2,203		
大津町	杉水	道免	3242 番 1	畑	畑	1,652		
大津町	杉水	道免	3241 番 3	畑	畑	24		
大津町	杉水	道免	3242 番 3	畑	畑	23		
大津町	杉水	道免	3241 番 4	畑	畑	10		

大津北部地区	大津町	杉水	道免	3241 番 1	畑	畑	3,668	
	大津町	杉水	道免	3240 番 2	畑	畑	2,479	
	大津町	杉水	道免	3243 番 4	畑	畑	1,684	
	大津町	杉水	矢鉾	3104 番 2	畑	畑	205	
	大津町	杉水	水溜	3198 番 5	畑	畑	84	
	大津町	杉水	水溜	3198 番 4	畑	畑	68	
	大津町	杉水	水溜	3199 番 2	畑	畑	17	
	大津町	杉水	水溜	3222 番 2	畑	畑	310	
	大津町	杉水	水溜	3223 番 2	畑	畑	6.95	
	大津町	杉水	道免	3243 番 1	雑種地	雑種地	1,561	
						里道等	3,638.05	
	総計						98,875	

3 産業導入地区の地目別面積

(単位: m²)

地区名	区分		農地等		宅地その他			合計
			畑	計	雑種地	里道等	計	
大津北部地区	地区全体		93,676	93,676	1,561	3,638	5,199	98,875
	農業振興地域		93,676	93,676				93,676
	農用地区域	農用地	93,302	93,302				93,302
		農業用施設	0	0				0

4 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計 画
5. 振興山村指定地域	6. 農振地域	7. 過疎地域	8. 都市計画 (線引・非線引)
9. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地域	自然保全 地域	白地地域
①	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計画区域		準都市 計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途地域	用途地域 外	用途地域	用途地域 外		
1	2	3	④	5	6	7	8

(用途地域)

近隣 商業	商業	準工業	工業	工業 専用	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

(4) その他

- ① 都市計画法による都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日

都市計画区域指定の範囲	9,910.00ha
都市計画区域の指定年月日	昭和 50 年 1 月 11 日 (当初)
用途地域指定の範囲	901.80ha
用途地域の指定年月日	昭和 54 年 1 月 11 日 (当初)

- ② 農地転用に関する調整の結果の状況

本地区内において、これまで農地転用に関する調整は行われていない。

- ③ 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

農業振興地域の範囲	8,757.00ha
農業振興地域の指定年月日	昭和 45 年 12 月 25 日 (当初)
農用地区域の範囲	2,326.00ha
農用地区域の認可年月日	昭和 45 年 12 月 25 日 (当初)

- ④ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置
(別添図面-4 参照)

- ⑤ 農村地域産業導入地区周辺の状況
(別添図面-6 参照)

- ⑥ 産業導入地区設定の考え方

当町では、これまで北部・南部地域を中心に農業を中心とした第 1 次産業が盛んであったが、担い手の高齢化や後継者不足により、農地の集積・集約化を進めてきた。

そのような中で、令和 3 年度に町境近くに半導体受託製造世界最大手の台湾積体回路製造 (TSMC) の進出が決定後、サプライヤー等の企業進出が加速し、特に TSMC が立地するセミコンテックパークに近距離でもある大津町大字杉水地域においては、中九州横断道路の事業決定や企業及び住宅開発など、新規の開発が相次ぎ、今後も増加が見込まれている。

また、人口についても大津町は昭和 50 (1975) 年以降、2020 (令和 2) 年まで一貫して人口が増加している一方で、農業就業者は 65 歳以上の高齢者の割合が約 70% を占め、次世代の農業の担い手である 20~30 代前半の年齢層は約 10% 以下 (※農林水産省「農林業センサス」調べ) となっており、全国的な流れと同様、当町でも担い手不足は顕著な課題となっている。

そこで、産業集積のニーズが最も高い大津町大字杉水地域に約 10ヘクタールの産業導入地区を設定し、産業用地に企業を誘導することで、北部地域の優良農地の集積・集約化を図るとともに、地域の農業者等へ安定した就業の機会を確保することが可能となる。

さらに、当該産業導入地区には半導体関連企業を誘致し、次世代半導体のための Iot や AI などの技

術に寄与することで、将来的に農業分野等を含めた各産業基盤の確立が促進されることが期待される。

また、当該エリアのすぐ近くには将来的に中九州横断道路の天津西 IC が整備されることが決定しており、大分地区・熊本地区を相互に結び、かつ東九州自動車道・九州自動車道との連絡路としての役割を担い、産業・農業関係の物流だけでなく、九州間の防災等における機能強化が図られる道路となり、その近くに産業導入地区を設定することは、各ネットワーク形成のためにも、非常に効果的な場所となりえる。

なお、昭和48年3月に策定した農村地域工業導入実施計画書における産業導入地区「室工業団地地区」については、計画面積270,144㎡のうち、未造成面積が約85,000㎡あるが、すでに民間事業者が保有している土地等であり、企業用地の残地などであるため、新たな企業用地としての活用は見込めないため、新たに産業導入地区を設定するものである。

第2 農村地域に導入すべき産業の業種及びその規模

令和11年度までに産業導入地区に導入すべき業種及び規模は、次のとおりとする。

1 導入すべき業種

本町の恵まれた立地条件を活かした産業拠点の強化を図るため、導入する業種は「農村地域への産業の導入に関するガイドライン」及び「農村地域への産業の導入に関する基本計画」に記載されている事項(①安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること(例えば、常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくない)、②地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること(産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮すること)、③公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること)、④地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること、⑤導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること)を踏まえた下記の業種とし、雇用による地域社会への波及効果が認められる企業を誘致する。

日本標準産業分類			
大	中	小	番号
製造業	生産用機械器具製造業	建設機械・鉱山機械製造業	262
		基礎素材産業用機械製造業	265
		金属加工機械製造業	266
		その他の生産用機械・同部分品製造業	269
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業	281
		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	289
	電気機械器具製造業	産業用電気機械器具製造業	292
		その他の電気機械器具製造業	299

2 導入すべき産業の規模

地区名	計画面積		
	工業用地等の面積	公共施設用地面積	計
大津北部地区	m ² 72,380 (緩衝緑地含む)	m ² 26,495	m ² 98,875

地区名	産業の業種	事業所数	施設用地等の面積	雇用期待従業員数			年間出荷額
				男	女	計	
大津北部地区	生産用機械器具製造業	社 1	m ² 22,100	人 54	人 25	人 79	百万円 3,225
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	社 1	m ² 22,750	人 55	人 26	人 81	百万円 7,435
	電気機械器具製造業	社 1	m ² 23,150	人 56	人 26	人 82	百万円 2,523

[合計]

地区名	事業所数	施設用地等の面積	雇用期待従業員数			年間出荷額
			男	女	計	
大津北部地区	社 3	m ² 68,000	人 165	人 77	人 242	百万円 13,183

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和11年度までに就業する農業従事者(その家族を含む。以下、同じ)は、次のとおりとする。

地区名	産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
			男	女	男女計	男	女	男女計
大津北部地区	生産用機械器具製造業	社 1	人 10	人 5	人 15	% 20.0	% 20.0	% 20.0
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	社 1	人 11	人 5	人 16	% 20.0	% 20.0	% 20.0
	電気機械器具製造業	社 1	人 11	人 5	人 16	% 20.0	% 20.0	% 20.0

[合計]

地区名	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	男女計	男	女	男女計
大津北部地区	社 3	人 32	人 15	人 47	% 20.0	% 20.0	% 20.0

第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する事項

産業の導入と相まって令和11年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

区 分	農家人口	農業従事者		
			農業就業人口	基幹的農業従事者
令和元年度 (現況)	人 1,431	人 941	人 594	人 589
令和11年度 (見込み)	人 1,131	人 763	人 314	人 309

出典:(農家人口[現況値]) 農林業センサス、大津町ホームページ(統計・人口)
(農業従事者・農業就業人口・基幹的農業従事者[現況値]) 農林業センサス

2 認定農業者、認定新規就業者及び集落営農（以下「認定農業者等」という。）の現状・見込み

区 分	認定農業者		新規就農者	集落営農
	経営体	法人		
令和5年度 (現況)	経営体 187	経営体 60	経営体 10	集落営農 6
令和11年度 (見込み)	経営体 199	経営体 66	経営体 10	集落営農 6

出典:(認定農業者[現況値]) アクションプログラム(大津町)
(新規就農者[現況値]) 大津町農政課資料
(集落営農[現況値]) 集落営農実態調査

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等への農用地の利用の集積に関する計画

(単位:ha)

区分	農用地面積 ①	認定農業者等への農用地の利用集積面積					認定農業者等への利用集積率(%) ②/①
		所有面積	所有権移転	利用権設定	農作業受託	計 ②	
現状 (令和4年度)	2,170	397		746	258	1,401	64.6
目標 (令和11年度)	2,100	467		920	271	1,660	79.0

出典:(農用地面積[現況値]) 農林水産統計年報

(農用地の利用集積面積[現況値]) 担い手の農地利用集積状況調査

(2) 認定農業者の経営規模(単位:経営体(集落営農)、ha、頭、羽、箱等)

目標とする 営農類型 (作目・部門名)	認定農業者等の数		経営規模	
	令和5年度 時点	令和11年 見込み	令和5年 時点	令和11年 見込み
露地野菜	9	認定農業者 全体で令和 5年よりも +12 経営 体(合計 199 経営 体)を目標と する	○人参:850a ○大麦若葉:14,575a ○人参+大麦若葉:1,200a ○キャベツ+ごぼう+ほうれん草等:100a ○人参+白ねぎ+キャベツ:800a	認定農業者 全体で令和 5年よりも +12,000a 目標とする
露地野菜複 合型	22		○甘藷+大根:1,230a ○甘藷+人参:2,152a ○甘藷+里芋:382a ○人参+里芋+水稲:1,061a ○人参+甘藷+南瓜:280a ○人参+大根+米:780a ○人参+大根+水稲+WCS:905a ○人参+水稲+里芋+白菜:250a ○ネギ+キャベツ+ブロッコリー+白菜+繁殖牛:120a ○ネギ+ブロッコリー+もち米+ホウレンソウ等:66a ○人参+麦+水稲+オクラ:350a ○人参+キャベツ+水稲+甘藷:320a ○ネギ+里芋+キャベツ+米+麦+大豆:230a ○人参+里芋+ひともし+大麦若葉:440a	
水稲複合型	15		○水稲+甘藷:950a ○水稲+人参+高菜:190a ○水稲+ショウガ+栗:145a ○水稲+甘藷+麦+WCS:560a ○水稲(特裁米)+有機露地野菜+花き:270a ○水稲+大豆+麦+里芋+栗:120a ○水稲+大豆+麦:4,823a ○水稲+里芋+大豆+大麦若葉:850a ○水稲+麦+大豆+WCS+人参+大根+栗:1,076a ○米+麦+大豆+WCS+大麦若葉+人参:350a ○米+麦+里芋+大豆+人参:380a ○米+麦+大豆+栗+人参:420a ○水稲+大豆+大麦+小麦+WCS+飼料用米:- ○水稲+麦+大豆+WCS+飼料用米+人参+ごぼう+栗: 10,960a	

雑穀・いも類	26	認定農業者 全体で令和 5年よりも +12経営 体(合計 199経営 体)を目標と する	○甘藷:5,653a ○甘藷+里芋:170a ○甘藷+馬鈴薯:130a ○菊芋+ヤーコン:195a ○甘藷+WCS:330a	認定農業者 全体で令和 5年よりも +12,000a を目標とす る
雑穀・いも類複合型	11		○甘藷+稲作:330a ○甘藷+大根+水稲:370a ○甘藷+大根+じゃがいも:480a ○甘藷+人参+水稲+繁殖牛+麦:393a ○甘藷+人参+水稲:480a ○甘藷+里芋+ほうれん草:168a ○そば+小麦+肉用肥育+WCS+麦わら:310a ○樹芸+甘藷+万次郎カボチャ+ハウスキンカン:490a ○飼料用米+麦+大豆+里芋:1,310a ○甘藷+水稲+大根+大豆:285a ○大豆+麦+人参:438a	
花き・花木	4		○花き、花木:7,970a	
肉用牛	21		○肉用牛:7,764a	
肉用牛複合型	22		○肉用牛+飼料作物:9,983a ○肉用牛+水稲:3,568a ○繁殖牛+里芋:270a ○黒毛繁殖+米麦:160a ○肉用牛(繁殖肥育一貫)+水稲+麦:900a ○黒毛肥育+水稲+イタリアンライグラス:305a ○畜産(牛繁殖)+野菜(人参)+米麦:433a ○肉用牛+繁殖牛+種馬+水稲+飼料:315a	
酪農	10		○酪農:17,407a	
酪農複合型	7		○酪農+トウモロコシ:1,600a ○酪農+イタリアンライグラス:2,400a ○酪農+稲作+麦+WCS:750a ○酪農+イタリアンライグラス+スーダングラス:1,050a ○酪農+イタリアンライグラス+メヒシバ+大麦若葉:3,409a	
肉用牛・酪農複合型	5		○酪農+肉用牛:7,265a	
養豚	5		○養豚:3,152a	
養豚複合型	2		○養豚+米+麦+大豆:513a ○養豚(一貫)+米・飼料稲:63a	
工芸農作物複合型	5		○茶+米:533a ○茶+水稲:770a ○茶+野菜(大根・里イモ)+WCS:393a ○たばこ+人参:480a ○たばこ+人参+白菜+水稲:640a	
施設野菜複合型	3		○施設園芸(トマト)+米粉用米+甘藷:172a ○メロン+水稲+麦+大豆:1,140a ○メロン+水稲+小麦+WCS:100a	
その他	8		○野菜(ごぼう・大根等)の生産+加工(乾燥)・販売:3,200a ○地鶏(天草大王)の飼育・食鳥・加工・販売:36a ○米+麦+大豆+競走馬育成:260a ○米麦大豆+飼料米+野菜+加工品等:52,907a ○トマト、ナス等の果菜を中心とした野菜苗や花苗の生産及び販売:315a ○アスパラガス+白ネギ+シイタケ+ブロッコリー+ばれいしょ+シイタケ加工:47a ○甘藷+甘藷加工:370a ○養豚+食肉加工販売+米+麦+大豆:1,080a	

出典:[現況] 人・農地プラン

(3) 認定農業者等を中心とする生産組織の育成

本町の農業構造については、農業従事者の高齢化の進展や後継者不足等により、脆弱化が進んでいる。そのため、JA、畜協、土地改良区、農業委員会、県等の関係機関・団体が連携を密にしながら、経営を継続的に維持発展できるよう認定農業者を育成・確保するとともに、集落営農の経営基盤強化と法人化等の支援を行っていく。

また、期間満了認定農業者の再認定への積極的な誘導を図るとともに、認定(新規認定・再認定)時における経営改善計画の作成支援を行ったり、経営改善計画の目標達成に向けて、県等が実施する専門家による個別経営の相談会や新たな農業経営指標に基づく経営状況の自己チェックを活用し、経営分析や経営診断などの助言・指導を行ったりする他、必要な場合は農協等関係機関と連携し、フォローアップを行う。

4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

本町は、農業協同組合、熊本県畜産農業協同組合、熊本県県北広域本部農業普及・振興課、熊本県農業公社等と連携し、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進し、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の営農診断、営農改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行い、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。また、その際には農業経営相談所を活用し、経営マネジメントを磨き次世代の人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて農地中間管理機構を通じた利用権設定等を進める。また、施設型農業については、低コスト・高品質生産と調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化等により、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業条件の改善を進める。

その他、これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用を推進し、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める他、法人化志向農業者を対象とした研修会の周知や、個別相談に応じ、法人化に向けた支援を行うとともに、認定農業者協議会の事業で、若年者を主な対象とした研修等の支援を行っていく。

第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

今回の産業導入地区は、以下のとおり農用地等との利用の調整を行った上で、①産業拠点としての更なる機能強化が図れること、②農用地区域内であるが面的整備を行っておらず、今後の整備予定もないこと、③必要面積が確保できること、④農用地利用上の支障が軽微であること、⑤交通の利便性が確保できること、⑥基幹産業である農業の振興施策との調和が保てることから、対象候補地において区域を設定したものであり、以下の点への留意を前提として設定している。

1) 施設用地と農用地等との利用の調整

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

産業導入地区の設定に当たっては、①都市計画上の用途地域、②既存の工業団地、③農業振興地域外、農用地区域外、④農用地区域内の順で候補地の検討を行った。

①都市計画上の用途地域

本町には、都市計画法による工業地域が設定されているが、既に土地利用が進んでおり、用地に余裕がない状況にある。また、商業系の用途地域や住居系の用途地域も指定されているが、それぞれの用途に即した土地利用が進んでおり、工業地域に変更して工業用地としての土地利用が可能なまとまった用地はない。

②既存の工業団地

現在の工業団地として熊本中核工業団地・大津南部工業団地があるものの、既に企業が立地しており空きがない状況にある。

③農業振興地域外・農用地区域外

都市計画法による用途地域外は、ほとんど農業振興地域に指定されており、農業振興地域外となるのは、空港用地の他、国有林であり、企業活動を担う交通利便性という点では極めて厳しい状況にある。

また、区域設定にあたり塩漬けとなる産業用地の設定は避ける必要があることから、事業者のニーズに合致する位置(IC から至近等)を考慮する必要がある。農業振興地域の内、農用地区域以外(白地)に農地はあるものの、小規模に点在しており産業団地として整備可能なまとまった用地の確保は困難であり、ICまでの距離等の企業ニーズの視点では厳しい状況である。

以上のとおり、農用地区域外において検討を行ったが、いずれも十分な産業用地が確保できないことから、やむを得ず農用地区域内において区域を設定することとなった。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本地区は、農用地の中央部ではなく、農地流動化施策を推進する事業である他、以下において検討した結果から判断して、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないと認められる。

① 高性能農業機械による営農、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進等への支障

当該計画地は、土地改良事業内に含まれておらず、予定もない。

② 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への支障

JA 等とも連携しながら耕作者の代替地を確保する等、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への支障がないように取り組む方針である。

③ 農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地及びその周辺の農用地が農用地等以外の用途に供されることによる周辺の土地改良施設の機能への支障

当該計画地には、土地改良区が管理する農業用排水路等はないことから、周辺の土地改良施設の機能が支障をきたすことはない。

(3) 面積規模が最小限であること

当該計画地を整備するにあたり、事前に企業進出のニーズ調査を行い、必要最低限の約 9.8 ヘクタールを産業用地として確保することとし、周辺農業経営や集積に支障がないように配慮するものである。

(4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと

当該計画地は農振農用地域内ではあるものの、圃場整備事業等による面的整備が実施された農用地ではない。

(5) 農地中間管理機構関連農地整備事業の取組みに支障が生じないようにすること

当該予定地の農地を賃貸で耕作をしていた農家には、賃借解除などに伴う保有農地減少に対する不安感を解消するため、自己所有となりえる代替地の紹介や同面積程度の農地の紹介をするなど、営農継続を妨げないように取り組む。

また、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業による農地中間管理権は設定されておらず、併せて当該エリアへの農地の集積・集約に関する農地中間管理機構への相談などは行われていないため、支障は生じない。

- 2) 産業導入地区の設定に伴って土地改良施設等農業施設が改廃、遊休化する等の影響を受ける場合には、代替施設の措置、負担金の徴収確保等、その具体的な調整措置又はその方針
土地改良区と調整のうえ、必要がある場合には代替施設の設置等、必要な措置を講ずる。

- 3) 産業導入地区の設定に伴って、道路、水路等が分断される等の場合には、その調整措置又は調整方針
区域内の道路、水路については、土地改良区と調整のうえ、必要がある場合には代替機能を確保する。

- 4) 産業導入地区に導入が予定されている企業が用水を取水する場合であって農業用水を使用することが予想される場合には、その調整措置又は調整方針
企業が利用する用水は、原則、計画地区周辺の上水道施設から水源を確保する計画とし、農業用水は使用しない。

- 5) 工場等が排水する場合において農業用排水路を使用する場合には、その調整措置又は調整方針
工場等の排水について、当該導入地区は公共下水道計画区域外であり周辺に污水幹線は整備されていないため、室大津污水幹線の延伸整備をするか、各企業用地に浄化槽を設ける予定とし、農業用排水路は使用しない。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設用地等の整備

- (1) 用地面積等 9.88ha
(産業用地 7.23ha 道路等公共施設 2.65ha)
- (2) 用地の取得
 - ① 事業主体 熊本県大津町
 - ② 用地買収 令和5年7月～
 - ③ 造成年次 令和8年10月～(予定)
 - ④ 分譲開始 令和9年10月～(予定)

2 道路等の施設整備

- (1) 道路（事業主体：熊本県大津町、整備年次：令和8年10月より順次施工する。）

既設道路・既存の道路ネットワークも活かしながら、区域内に12mの区画道路を計画・整備する。また、4mの管理道路を計画する。

併せて、周辺道路についても、令和7年度中に先行して拡幅工事等の整備を行い、安全面への対策を講じていく。
- (2) 産業用水等（事業主体：熊本県大津町、整備年次：令和8年10月より順次施工する。）

企業が利用する用水は、原則、生活用水のみで、計画地区周辺の上水道施設から水源を確保する計画とする。ただし、上水道施設容量以上の産業用水を使用する場合は、井戸による地下水取水とし、熊本県地下水保全条例等に基づき、適切な対応を求める。
- (3) 排水（事業主体：熊本県大津町、整備年次：令和8年10月より順次施工する。）

調整池を設置の上、適切に地区外へ排水する。
- (4) 緑地の整備等（事業主体：熊本県大津町、整備年次：令和8年10月より順次施工する。）

開発基準（開発許可制度と開発許可申請の手引き（平成29年熊本県土木部建築課））に基づく緩衝帯及び緑地帯を整備する。

3 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

当町には、町内立地企業で組織する「大津町企業連絡協議会」があり、これまでも人材確保のために、高校・専修学校・県立短期大学等と連携し情報交換等を行ってきた。

また、町内には民間主導で半導体関係の研修施設も複数社立地しており、年間を通して多くの技術者を育成している。今後も継続して、産・官・学連携のもと中堅技術者や高度技術者の育成及び確保にも努める。

4 定住等及び地域間交流の条件の整理

産業の導入を進める一方で、本地域での定住を促進するための生活基盤整備を促進する。具体的には、民間による住宅の供給を促進する他、快適な居住空間を形成していくための指導等を実施する。

なお、TSMC 進出を契機に、台湾企業を含めたサプライヤーの進出が相次ぎ、町内における企業間連携や情報共有、更なる経済波及効果を促進するため、大津町企業連絡協議会を中心に、企業間連携を実施している。進出した企業にも、当協議会への加入を促進し、企業間連携を図るとともに、地元地域や学校・保育園などとも連携し、幼少期から産業分野に触れ合う機会を積極的に設け人材育成の基礎づくりのほか、様々な地域貢献活動にも積極的に取り組んでもらうよう助言を行っていく。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

今後の産業導入の促進による雇用期待従業者数は 240 人程度と見込まれる。これに対しては、大津町、ハローワーク、農協、農業委員会、進出企業等で密接な連携をとりながら就業の促進を図る。

若年層の雇用については、公共職業安定所等の関係機関の活用等によって就職を促進する。また、進出企業の労働力の確保にあたっては、地元企業との雇用の調整に配慮するよう指導する。

中高年齢者の雇用については、能力開発に係わる支援の場等を活用して能力の再開発を行い、雇用の拡大を図るよう努める。

また、雇用にあたっては、農業の担い手の確保及び既存企業等との調整には特に配慮する。

2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

農村に導入される産業に地元農業従事者、特に中高年齢者が導入企業へ円滑に就業できるようにするため、町では、①雇用情報の提供、②職業紹介等の充実、③職業能力開発等の推進を行う。

①雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業等への提供に努める。

②職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、職業紹介機能の充実(きめ細かい職業相談、指導及び職業紹介)を図る。

③職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業能力開発の他、生活スタイルや家庭の事情に合わせた働き方に関する就業支援等を図るセミナーの充実等を進める。

その他、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

また、労働力の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、導入企業への雇用管理の改善や求人・求職条件での指導及び援助を行っていく。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の確保・育成

農業従事者の高齢化と担い手不足は全国的な課題であり、本町においても同様であるが、若い世代や女性の進出を促進するICTを活用したスマート農業や作業委託等の支援を行うなど、多様な担い手の育成・仕組みづくりを実施していく。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

区分・事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積	事業費(千円)	事業年度(予定)	備考
県・農地中間管理機構関連農地整備事業	矢護川	県	35ha	1,683,000	令和5年から	
県・(競)水利施設等保全高度化事業	第三下井手	県	1500m	379,000	令和7年から	
県・(競)水利施設等保全高度化事業	第一大津北部地区	県	1992m	431,688	令和6年から	
県・農地中間管理機構関連農地整備事業	片俣	県	21ha	1,453,000	令和8年から	
県・(競)水利施設等保全高度化事業	第二上井手	県	6131m	2,005,000	令和8年から	
県・農地中間管理機構関連農地整備事業	下中	県	20ha	1,521,000	令和10年から	
県・(競)水利施設等保全高度化事業	上井手堰	県	1式	1,100,000	令和12年から	
県・農地中間管理機構関連農地整備事業	御願所	県	20ha	1,498,000	令和14年から	
県・(競)水利施設等保全高度化事業	下井手堰	県	1式	1,100,000	令和14年から	

第9 その他必要な事項

1 地域の営農継続への配慮

当該地区で営農を実施していた主に畜産農家等の飼料用作物の農地確保が急務であるが、同規模の代替地確保を行うとともに、地域内に新設道路を設けるなどのインフラ整備を行うなど、代替地においてもこれまで同様に営農継続が実施できるよう整備・配慮を行う。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

以前より、大津町企業連絡協議会を主として地元の県立高校等と企業ガイダンスや意見交換会を実施していることもあり、地元からの就職率は高い推移となっている。

また、当町では昭和50年代から人口は増加し続けているものの、少子化による人口減も将来的には見込まれており、UIJターンや県外からの移住者の雇用機会の確保にも取り組んでいく。

3 環境等への配慮

産業の導入を進める中で、企業の立地にあたり、周辺の景観、環境との調和のとれた産業導入区域を形成するため、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠及び建築設備等に関する基準を設定し、当該産業導入区域の健全な発展と良好な景観、環境を高度に維持増進することの確約を立地協定時に求め、環境負荷をできる限り増加させないように取り組む。

また、交通量の増加に伴うカーボンニュートラルへの対策として、通勤者向けの公共交通の導入を検討し、交通安全対策も講じていく。

4 農業団体等の参画

本計画書策定においては、農業団体及び商工団体で組織する「大津町農村地域産業導入促進審議会」において調査審議を行い、双方の団体と連携を図りながら、農業構造の改善等の促進を図りながら課題解決にも努めていく。

5 関係部局間の十分な連携等

産業導入区域へ立地した企業には、地域社会との共存を図るためにも、企業連絡協議会だけでなく異業種で組織する「大津あけぼの会」への加入を促し、産・官・学・金・その他各種関係団体と連携を図りながら、就業促進及び農業構造改善にも努める。

その場合、当町においても商工部門・農林関係部門の横断的連携を図りながら、施策の推進や状況共有にも努めていく。

6 企業への情報提供等

産業導入地区に関する情報や企業に対する支援措置等については、企業支援を専門として行う大津町企業振興課より積極的に周知活動を行い、立地後のフォローも継続して行う。

7 遊休地解消に向けた取組み

現在の工業団地として熊本中核工業団地・大津南部工業団地があるものの、既に企業が立地しており空きがない状況にある。

8 撤退時のルール等について

産業導入用地の取得造成をすみやかに完了し、企業の立地を進め、本実施計画の目的を達成する。

また立地企業に対しては、以下の条件を順守させる。

- ・譲渡契約締結後1年以内に、事務所等の建設に着工すること。
- ・分譲地に事業所等を建設する以前に、所有権を移転し、又は質権、抵当権その他の権利を設定した場合は、書面にて町長に報告すること。
- ・分譲地の譲渡を受けた日から10年間は、契約をもって定めた用途以外の用途に供しないこと。ただし、町長の承認を得たときは、この限りではない。
- ・撤退する場合は、早めに町長に報告すること。
- ・撤退する場合の従業員の処遇に関して、企業においては誠心誠意対応するものとし、失業者が発生する場合は、公共職業安定所（ハローワーク）や公益財団法人産業雇用安定センター等と連携を行い、早期に次の就職先を提供できるよう支援することとし、町も積極的に協力を行う。

なお、企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、本町が跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更を行う。

9 実施計画のフォローアップ体制について

本実施計画を策定した翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。

フォローアップは、町の企業立地を推進する部署が中心となって行う体制とし、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況等、本計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しになっている理由および対応策について確認を行う。

参考資料 1 立地条件表

立地条件表					令和 7年 6月調査				
産業導入地区の名称		大津北部地区							
造成区分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成	(造成実施主体名)				
売却可能面積	m ²	m ²	72,380 m ²	m ²	大津町				
分譲可能年月	年 月	年 月	令和9年 秋以降	年 月	(主たる土地所有者名)				
売却(予定) 価格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²	個人				
地盤・地質	(1) 地質	第 種		(2) 地耐力(N 値)	0~50				
	(3) 杭打可能な地盤までの深さ	37 m							
用水・排水条件	(1) 海水利用の可否 (内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する) (該当する番号を○で囲む)								
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </table>					可	否	1	2
	可	否							
	1	2							
(2) 工業用水道が利用できる場合									
工業用水道事業名	利用可能年月	価格							
—	— 年 — 月	— 円/m ³							
(A)使用可能量(余裕水量)									
m ³ /日									

(3) 地下水が利用できる場合 水質(成分及びppm)	-		
	(B) 取水可能量 (安全揚水量)		
	- m ³ /日		
(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水質(成分及びppm)	-		
	(水源名) -		
	(C) 既得水利権を控除した取水可能量		
	- m ³ /日		
(5) 淡水取水可能量 ((A)+(B)+(C) 合計水量)	(D) 淡水取水可能量		
	- m ³ /日		
(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む)			
上水道事業名	利用可能年月日	価格	使用可能量(余裕水利用)
-	令和 年 月 日	- 円/m ³	- m ³ /日
(7) 排水条件			
種別	種		
排水先	水域名		

<p>輸送条件</p>	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">最寄国道</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">325 号まで</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">近接</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">九州自動車道</td> <td style="padding: 5px;">熊本 IC まで</td> <td style="padding: 5px;">14 km</td> </tr> </table> <p>(使用中、 年 月開通予定)</p> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">新幹線駅</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">九州新幹線 熊本駅</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">24 km</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">通勤駅</td> <td style="padding: 5px;">JR 九州豊肥本線 肥後大津駅</td> <td style="padding: 5px;">4,500 m</td> </tr> </table> <p>専用引込線敷設の可否 (専用引込線) (該当する番号を○印で囲む)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">可</td> <td style="width: 50%;">否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭 (公共埠頭) (水深)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">(湾名)</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">熊本港</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">38 km</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">4.5 m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">熊本空港</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">10 km</td> </tr> </table>	最寄国道	325 号まで	近接	九州自動車道	熊本 IC まで	14 km	新幹線駅	九州新幹線 熊本駅	24 km	通勤駅	JR 九州豊肥本線 肥後大津駅	4,500 m	可	否	1	2	(湾名)	熊本港	38 km	4.5 m	熊本空港	10 km
最寄国道	325 号まで	近接																					
九州自動車道	熊本 IC まで	14 km																					
新幹線駅	九州新幹線 熊本駅	24 km																					
通勤駅	JR 九州豊肥本線 肥後大津駅	4,500 m																					
可	否																						
1	2																						
(湾名)	熊本港	38 km	4.5 m																				
熊本空港	10 km																						
<p>電力条件</p>	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 200px;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">千 v</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所への距離 (変電所名) 産業導入地区から距離 がいずれか近い方の番 号に○印をつける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 200px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">1 九州電力 川辺変電所</td> <td style="width: 70%; padding: 5px;">m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(66 KVA)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 引込可能高圧線</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(22 KVA)</td> <td></td> </tr> </table>	千 v	1 九州電力 川辺変電所	m	(66 KVA)		2 引込可能高圧線		(22 KVA)														
千 v																							
1 九州電力 川辺変電所	m																						
(66 KVA)																							
2 引込可能高圧線																							
(22 KVA)																							

都市機能	<p>主要都市への距離</p> <p>(1) 最寄人口 5万都市 (都市名)</p> <table border="1" data-bbox="727 331 1398 412"> <tr> <td>合志市</td> <td>7.5 km</td> </tr> </table> <p>(2) 最寄人口 20万都市 (都市名)</p> <table border="1" data-bbox="727 492 1398 573"> <tr> <td>熊本市</td> <td>23 km</td> </tr> </table>	合志市	7.5 km	熊本市	23 km
合志市	7.5 km				
熊本市	23 km				
人口地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口(令和7年3月31日現在) (市町村人口)</p> <table border="1" data-bbox="1149 784 1430 864"> <tr> <td>36,470 人</td> </tr> </table> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口 (関係市町村人口)</p> <table border="1" data-bbox="429 943 1109 1099"> <tr> <td>(通勤圏に入る市町村名) 熊本市、合志市、菊池市、菊陽町、益城町、西原村、南阿蘇村</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1149 943 1430 1023"> <tr> <td>594,222 人</td> </tr> </table>	36,470 人	(通勤圏に入る市町村名) 熊本市、合志市、菊池市、菊陽町、益城町、西原村、南阿蘇村	594,222 人	
36,470 人					
(通勤圏に入る市町村名) 熊本市、合志市、菊池市、菊陽町、益城町、西原村、南阿蘇村					
594,222 人					
その他					

図-1 産業導入地区位置図

↑
S=1:2,500

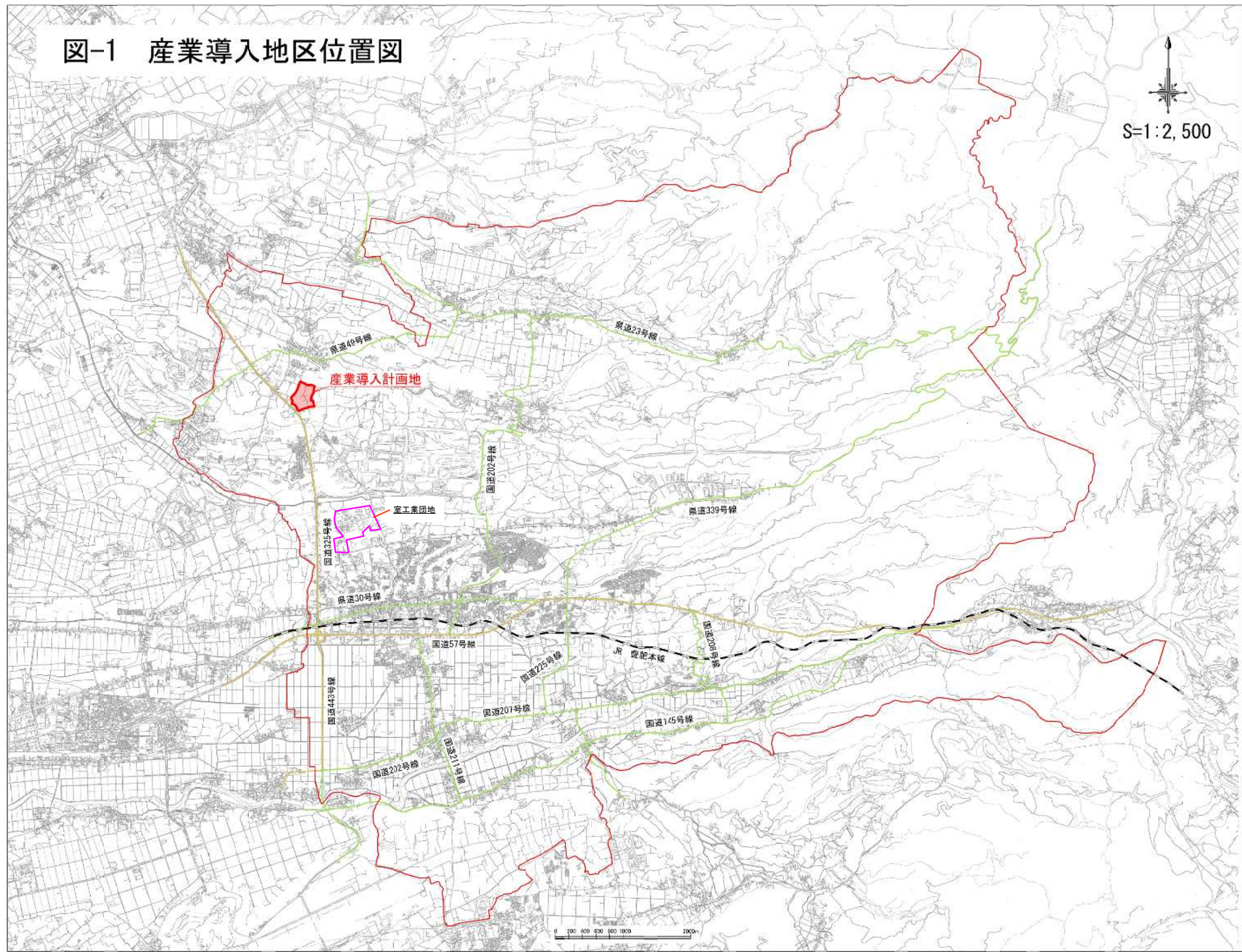


图-3 土地利用計画图

附圖1号
土地 利 用 計 画 図

大 津 町

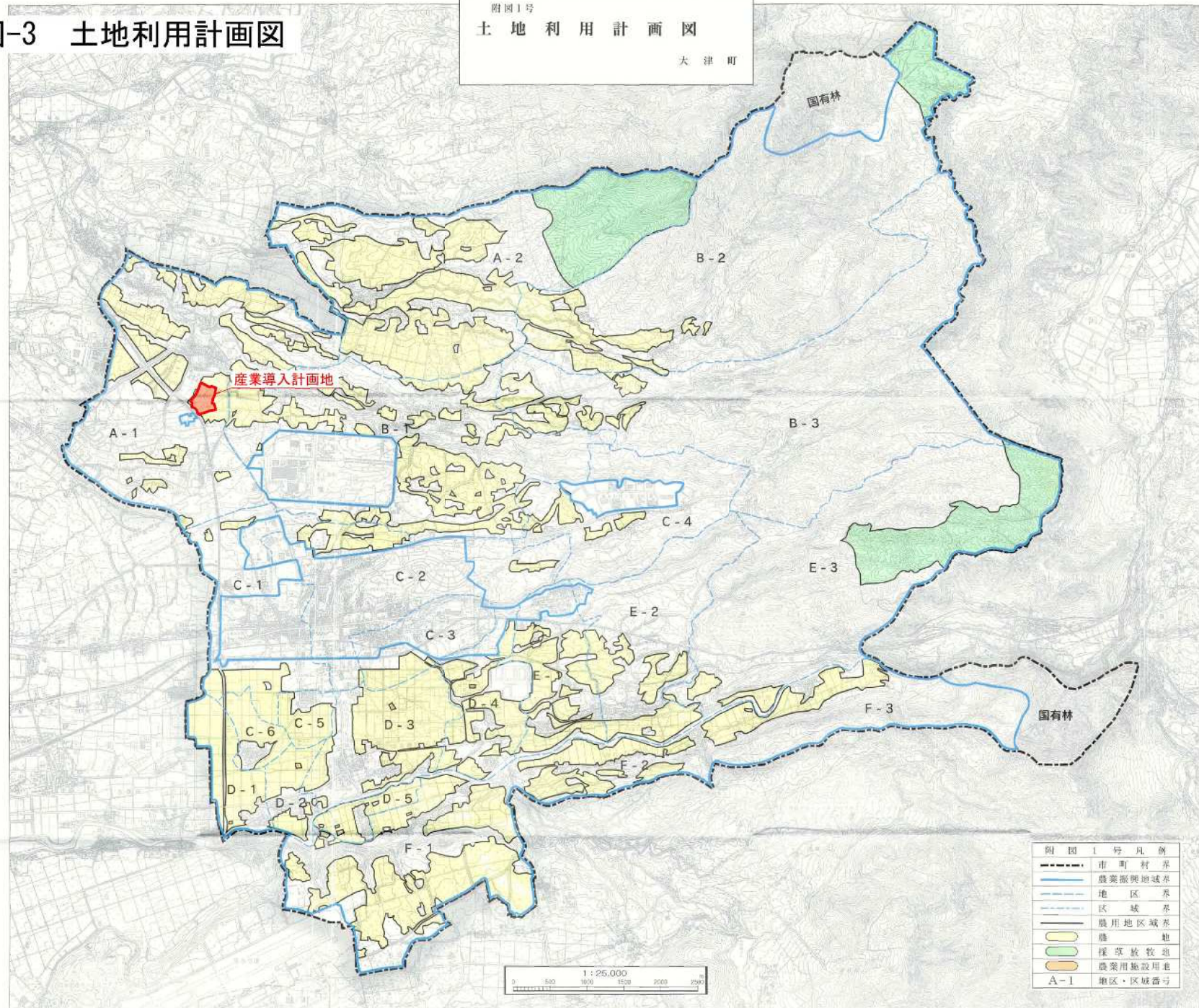
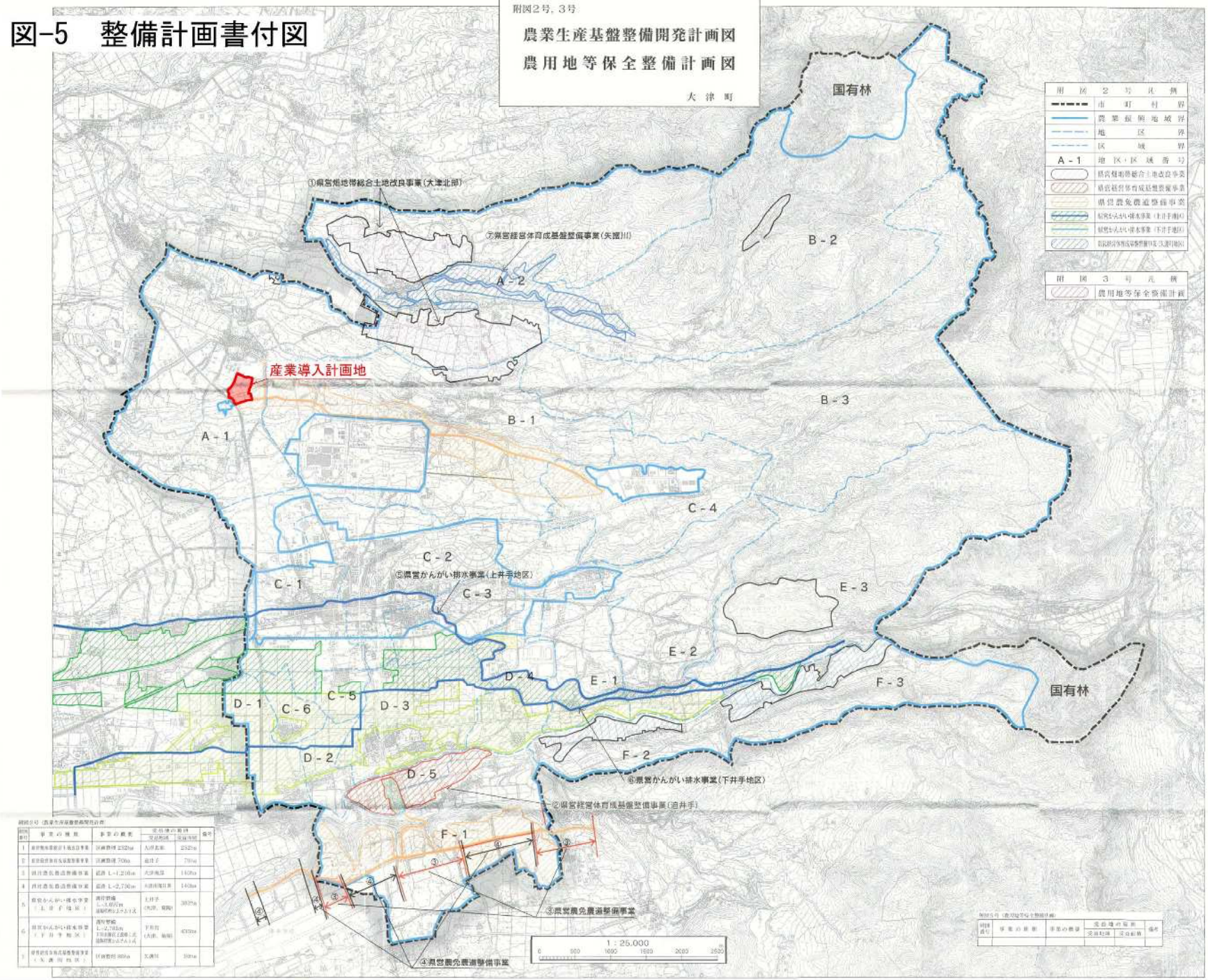


図-5 整備計画書付図

附図2号、3号
 農業生産基盤整備開発計画図
 農用地等保全整備計画図
 大津町



附図2号 (農業生産基盤整備開発計画)

項目	事業の名称	事業の概要	受益地の面積 受益地種別 受益面積	備考
1	農産物運搬路1施設改善事業	改善箇所 232m	大井地区 232ha	
2	農産物運搬路2施設改善事業	改善箇所 70m	越井子 70ha	
3	畦畔農産物運搬路事業	延長 L=1,210m	大津地区 140ha	
4	畦畔農産物運搬路事業	延長 L=2,750m	上井手地区 140ha	
5	農産物運搬路事業 (上井手地区)	農産物運搬路 L=3,607m (改善箇所 L=2,750m)	上井手 (大津、朝飯) 382ha	
6	畦畔かんがい排水事業 (上井手地区)	農産物運搬路 L=2,750m (改善箇所 L=2,750m)	上井手 (大津、朝飯) 430ha	
7	農産物運搬路施設改善事業 (大津地区)	改善箇所 300m	大津地区 300ha	

附図3号 (農用地等保全整備計画)

項目	事業の名称	受益地の面積 受益地種別 受益面積	備考
1	農用地等保全整備計画		

図-6 工業分布図



護川小学校

図-7 土地利用計画図

S=1:1600 (A1)
S=1:3200 (A3)



工業用地①
FH=164.8
22,100m²
(23,260m²)

工業用地②
FH=162.5
22,750m²
(24,690m²)

工業用地③
FH=161.1
23,150m²
(24,430m²)

調整池
FH=153.2
14,781m²

町管理用地
886m²

工業用地	68000
緩衝帯 (企業用地)	4380
緩衝帯 (町管理)	446
町管理用地	886
道路用地 (歩道)	6186
緑地	3011
調整池	14781
管理用通路	1185
合計	98875

凡 例	
	開発区域
①	区画番号
FH=160.0	整地計画高
23,000m ²	工業用地面積
(24,000m ²)	(緩衝帯を含む面積)

図面番号	3
図面名	大津町 土地利用計画図
尺 度	S=1:1600 (A1) S=1:3200 (A3)
熊 本 県 大 津 町	